

# ホームプロテクト総合保険

## ご契約のしおり 保険の約款の訂正について

「ホームプロテクト総合保険 ご契約のしおり 保険の約款 2020.6 版（2020 年 10 月 1 日以降保険始期契約用）」の一部を、本紙に記載のとおり訂正させていただきます。恐れ入りますが、該当箇所をお読み替えくださるようお願いいたします。

なお、本紙は「ホームプロテクト総合保険 ご契約のしおり 保険の約款 2020.6 版（2020 年 10 月 1 日以降保険始期契約用）」とあわせて保管いただきますようお願いいたします。

### <保険の約款>

※下線部分が訂正箇所です。

誤りの箇所	誤	正
<< P 93 >> (25) 保険金の時価払に関する特約 第 2 条（保険金支払に関する特則） (2) ②イ. (イ) の計算式	(イ) 保険金額が保険価額の 80%に相当する額より低いとき。 損害の額（注 4）が 20 万円以上となった場合に、保険金額（注 1）を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <math display="block">\text{損害保険金の額} = \text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険金額の80\%に相当する額}}</math> </div>	(イ) 保険金額が保険価額の 80%に相当する額より低いとき。 損害の額（注 4）が 20 万円以上となった場合に、保険金額（注 1）を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <math display="block">\text{損害保険金の額} = \text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}}</math> </div>

以上